

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | チュルゴのギルド解散令と水野越前守の問屋組合禁止令   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 瀧本, 誠一  |
| Publisher        | 慶應義塾理財学会  |
| Publication year | 1925  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.2 (1925. 2) ,p.178(26)- 200(48)  |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19250201-0026  |
| Abstract         |   |
| Notes            |   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250201-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250201-0026</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## チュルゴーのギルド解散令と水野越前守の

## 問屋組合禁止令

瀧本 誠 一

余が本論の目的は、佛國の經濟史上に著名なるチュルゴーのギルド解散令と、我が徳川時代の一大政治家であつた水野越前守が斷行したる問屋組合の禁止令と、殆んど全く其の軌轍を同ふするものにして、其の法令の精神と効果に於て酷似したる點鮮からずと信するが故に、茲にこの兩者を比較研究して、彼我の經濟史上に於ける價值如何を批判せんと欲するのである。

チュルゴーが佛王ルイ十六世の朝廷に於ける財務總裁官の重任を負ふて、前代數年の間に紊亂窮迫を極めたる國家の財政を整理せんと企てたる時、先づ第一に着手の必要を感じたるは産業の自由と云ふことであつて、此の當時政府及特權階級の各團體が頻りに横暴を極めて、種々の干渉政策を執り、一般公共の經濟的活動は、皆之か爲めに抑壓せられて、萎靡不振の悲境に陥つて居つたのであるから、之を救済するのが最先の急務であると考へたのである。故に彼は就職するや否夫の有名なる六法令を引續き發表したのであるが、ソレは第一は *Edict on the Corvée* (勞役の撤廢令) 第二は *Declaration on the Grain Trade* (穀類取引に關する宣言) 第三は *Edict on the Port and Market* (港市令) 第四は *Edict on the Guilds* (ギルド解散令) 第五は *Edict on the Exchange of Paisay* (家畜市場へ課したる歩一金の全廢又は減額令) 第六は *Letters Patent on the Taxes on Suet* (蠟燭の原料たる牛豚の脂肪に課する税の廢減令) である。然れども右六法令の中、第四のギルド解散令が最も重大の關係を有するものなれば、本論に於ては主として此の解散令を批評するのである。

チュルゴーの當時佛國の各都市に存在して居つたギルドは何れも其の特權を濫用して甚だしき横暴を働らき、少數の組合員が都市の商工業を占有して、暴利を貪りつゝあつたので、所謂 *Economistes* の一派は痛く之に反對して、斯くの如き組合は一切之を嚴禁すべしと主張し、之に反し直接又は間接に組合制度の利益に與りつゝある者は飽く迄其の持續を欲求し、エコノミストの向を張つて盛に運動した

のであるが、チュルゴアは自己がエコンノミストに向つて平素多大の同情を有して居つたと云ふ私心からではなく、全く公平の立場にあつて、國民の眞の利害を洞察したる上如何にしてもギルドの特権は最早存続すべき餘地なしと認め、茲に斷然解散令を發布したのであるが、其の令の前文に於て解散の理由を大要左の如く述べて居る。

國王陛下及陛下の政府は國民の完全なる権利の保護、就中各自の働きと稼ぎの外何物をも保有せざる者は、何は扱置き、先づ第一に糊口の唯一の手段たる此の資力(働きと稼ぎ)をあらん限り自由に行使するの必要と権利とを有するが故に我々は此等の人々の保護を確保するの天職を負へるのである、我々は國民の此の天賦の権利に對し從來あらゆるギルドが加へたる多大の打撃を目撃するに忍びなかつたのである、蓋しこの惡制度は時代の經過と輿論の趨勢とが之を是認しなかつたのみならず、之を設定したる當初の立法行爲すらも、この制度を合法的のものとして存在を認むることが出来なかつたようである。

王國中殆んど總ての都市に於ける各種の技術及び商業はギルドの組合員たる *Maitres (Masters)* と稱する少數者の手中に歸し、彼等はあらゆる他の市民を除外して、其の特権に屬する特種の商品を自分等の勝手に製造し、又販賣し得るのであるが、組合員以外の一般市民が彼等組合員と同じ様な技術又は商業に従事せんとすれば、不必要なる永き期間の徒弟年限を修了し、且つ其の上に組合加入に關し、種々の名義の下に多大の費用を誅求せらるゝのみならず、又開業、開店に就ての雜用等を要すること少なからざれば、薄資の者は遂に之が爲めに倒れて仕舞ふのである。

夫れ故に此の制度の結果は國家の爲めには一般商業及企業労働の顯著なる減少を來し、國民大多數の爲めには賃銀及糊口の途を損失し、都市の住民全體の爲めには宛も專賣に同じき排他的特権の下に屈從するが如き有様であるが、而かも其の強大なる特権者自身も亦他のギルドの専有に屬する商品の賣買若くは其の商業の經營を爲さんとする場合には丁度自身が公衆に向つて施したると同一束縛の下に屈從して、公衆と共にこの惡制度の犠牲とならねばならないであらう。

斯くの如き人道に反し常軌を逸したる狂暴の制度を従來長く持續して、輿論の憤懣をも省みなかつたのは全く財政上の打算からしてギルド其のものゝ存在が國庫の欠乏を補充するの一端であると認められて居つた爲めに外ならないであらう、現に或る人々は「勞働の權利は國王に屬する權利である、國民が此の權利を欲するならば彼等は之を國王より相當の代價を拂つて買ひ受けねばならないのである」など、放言するに至つたのであるが、此等の放言に對しては我々は「神は人間に種々の欲望を賦與し、彼等をして勞働を唯一の頼みとなさしめ、勞働の權利をあらゆる人間の有する所有權となし、而かもソレは最も根本的のものであつて、總ての所有權中最も神聖にして、且最も侵すべからざるものなり」との一言を以て之に答ふることを得べし、故に我々は人間のこの侵すべからざる天賦の權利の上に蒙らされたる一切の拘束を悉く解放して、勞働營業の自由を確保せねばならないのである、ギルドの組合員は自分等自ら勝手に結合するも、其の實は有數の富者に利用せられて彼等の道具となり、其の結果は一般人民の生活に欠く可らざる商品の價格を法外に昂騰せしむるに過ぎないのであらう

云々

チュルゴアの解散令の目的は大要斯くの如きものなりしが、彼は此の解散令を發すると同時に先づ巴里に於ける一百十三のギルドを直に禁遏し、其他各地方のソレに對しては多少情實を酌量して數ヶ月の猶豫を與へたるも、要する所僅々兩三年中には或る特種の事情ある地方を除くの外全國悉く之を解散せしめて勞働營業の自由を完全に認めんと企圖したのである。

ギルド解散令は前記六法令の中最も主要のものではあるが、是れ亦他の五法令と相須つてチュルゴアの財政經濟に關する大改革の目的を達し得らるゝのである、夫れ故に此の解散令の歴史上に於ける眞價を批判するには勿論他の五法令と關聯して觀察せねばならないのであるが、夫れは丁度水野越前守の間屋禁止令がソレと前後して發布されたる各種の復古令(復古令と云ふことは後文に見ゆ)と關聯して彼の偉大なる改革案の全體を構成して居たると同じ事であつて、ギルドは其の解散令の前文に詳記しあるが如き理由に依つて、斷然之を解散したるも、民間經濟の發達を沮碍する他の弊害就中勞役の血税を始め、他の惡税を一切撤廢しな

つたならば、チュルゴ一の改革は固より何等の意義をも爲さないものであるから、此の解散令を研究するときには常に他の五法令の存在を眼中に置かざる可らざるも、今こゝでは一々之に論及するの暇ないからソレは省略して單に此の解散令を執つて水野越前守の禁止令と比較研究して見よう。

水野越前守の間屋禁止令はチュルゴ一の六法令案がルイ十六世王の前に奏上せられた其の年(一七七六年)即ち米國獨立の檄文と、アダム、スミスの富國論が現はれたる年より六十五年目に相當する天保十二年の十二月十三日を以て發表したものである、其の觸書文は極めて簡單にしてチュルゴ一のギルド解散令の如く、學者めきたる議論的の理由説明書も附せずして、一片の法令を江戸の町奉行所及町年寄館市右衛門の役所より夫れへ申渡したに過ぎないのであるが其の全文は左の如し

一菱垣廻船積問屋共よりは是迄年に金一萬貳百兩宛冥加上納致し來り候處問屋共不正之趣も相聞候に付以來上納に不<sub>レ</sub>及候、尤向後右仲間株札は勿論此外共都而問屋仲間并組合杯と唱候儀は不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候

一右に付而者は迄右船積送り候諸品は勿論都而何國より出候何品にても素人直賣買可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>勝手次第に候、且又諸家國産類其外惣て江戸表へ相廻候品々も問屋に不<sub>レ</sub>限銘々出入之者共等引受賣捌候儀も是又勝手次第に候

右之趣從<sub>レ</sub>町御奉行所被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候間、問屋商賣人は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申町中家持借家店借裏々

迄不<sub>レ</sub>洩<sub>レ</sub>様早々可<sub>レ</sub>相觸<sub>レ</sub>候

丑十二月十三日(天保十二年)

又この觸書と同時に同月廿三日付を以て町年寄館役所より左の申渡を爲せり、菱垣樽船積荷物之儀規定有<sub>レ</sub>之處、此度問屋組合等令停止諸品素人直賣買勝手次第之旨申渡候に付菱垣樽船積荷物之儀も向後是迄の規定に不<sub>レ</sub>抱<sub>レ</sub>荷主相對次第辨利の方へ積込差支無<sub>レ</sub>之様運送可<sub>レ</sub>致候尤菱垣之方は文政之度紀伊殿より貸渡有<sub>レ</sub>之候天目船印差障候儀有<sub>レ</sub>之候間以來相用申間敷候、尤船印早々紀伊殿へ返上可<sub>レ</sub>致候

右之通元十組問屋共菱垣廻船問屋樽廻船問屋へ被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候間此旨名主支配限不<sub>レ</sub>

洩様早々可<sub>レ</sub>申繼<sub>レ</sub>候

此の間屋禁止令は勿論云ふ迄もなくチュルゴ一のギルド解散令の目的と同じく全然商業賣買の自由を認めたものであつて、ソレは此の當時江戸及大阪の商人等はチュルゴ一時代に於ける巴里の商人等の如く權門勢家と結托して、間屋株札の特權を占有し、所謂十組と稱する同業組合が各商業の間に存在して居つて、この少數の組合即ち間屋共が江戸大阪などに於けるあらゆる商品の需用供給を支配し、往々甚だしき不正手段を弄して、物價の高低を制するなど其の弊害に堪へざりしより、水野越前守は其の本丸老中に遷りし以來、この大弊害を一掃せんと欲しかねなく、其の機會を伺ひつゝあつたのであるが、是迄は前將軍家齊西丸に退隱し、大御所と稱して幕政の實權を握り、美濃部筑前守、水野美濃守、林肥後守等の小人輩その左右にあつて隠然と搔き雜せ居たるより、流石の越州も其の驥足を展ばすことが出来なかつたのであるが、此の年(天保十二年)正月家齊の薨去すると同時に、筑州以下の人々を直ちに貶斥し、忠邦(水野越前守)の威權内外に行はるゝに至りしかば、彼は直に其の抱負を實行するの準備に掛り、宛もチュルゴ一が其の改革に着手するに

當り、十七世紀初代の大政治家シウリーを模範となして打出したるが如く、寛政度の改革家として著名なる松平定信(白河樂翁)の施政方針を矜式し、何事も寛政の御主意を表榜し、自己の政策は定信の政策の復古なることを聲言して、寛政之度御初政之砌向々心得方之儀に付、厚き上意有<sub>レ</sub>之候旨、其節達置き候は一統相辨居可<sub>レ</sub>申儀に候處、年月押移<sub>レ</sub>場所々々に古く相勸候者も殘少に成候より、自然御趣意取失ひ候歟など、云つて(五月十五日の諭達文)先づ豫め自己の實行せんとする改革案は享保年間に於ける將軍吉宗の革新方針と寛政年度に松平定信が銳意企圖したる弊政一新の精神に外ならずとし、其れより第一に官紀の振肅、風俗の取締り、節儉の勵行等を令し、遂に其の年の末に及んで前記の間屋禁止令を發布するに至つたのである。

問屋禁止令の明文にある菱垣廻船とは上方より江戸へ諸物を輸送する運送船の事であつて、初めは菱垣(ひがき)と稱する船に大阪より江戸へ送るべき酒樽を積み込み、其の傍ら砂糖、鹽、其他種々の商品を搭載して來たものであるが、中頃より酒と他の商品とは別にすることとなり、酒の輸送の爲めには更らに新たに樽船と稱

するものを仕立て、酒樽の運送のみに従事して居つたのであるが、其れは當初の事であつて、間もなく此の樽船にも規定を破つて内々他の商品をも積載することとなりしかば、菱垣船と樽船との區別はあつても、後には實際ソンの區別もなく、何れも上方の荷主の依頼に應じ、双方共に何等の商品にでも隨意に積送ることゝなつたのである。然るに此の兩船にて江戸へ積み來りたる荷物は、一切悉く問屋と稱する各同業の組合の手中に専占し、小賣商人若くは素人等は如何なる場合に於ても、夫れなく其の間屋の手を経ざれば、上方より輸入の商品は何に一つ買受くることは出來ないのである。故に當時の江戸の商品はチュルゴア時代の巴里の商品の如く事實上一種のギルド即ち問屋の支配の下にあらざるはなく、生産を制限し、供給を抑制して、價格の騰貴を煽るが如きは、問屋の意のまゝであつて、實際常に其事を敢てして、社會大多數の小民共に多大の迷惑を蒙らしつゝ、あつたのである。加之ならず問屋組合の特権を有する者は、何れも其の特権維持の爲めに年々少額の冥加金を政府へ上納し、ソレを鼻薬に此の特権の濫用を大目に看過して貰ひ、且つ其の上で當局と結託して賄賂請托の沙汰など盛んなるより、水野越前守は其の施政の方針として、此の悪弊を一掃することを最先の急務と認め、斷乎と問屋制度の禁止を企てたるは、其の功の成否如何に拘はらず、頗ぶる偉とするに足るものあらん。

チュルゴアのギルド解散令は其の條目二十四個條の長きに涉り、嘗だギルド其のものゝ解散を命ずるのみならず、尙ほ其の以上に進んで商工の爲めに建設的の經營を命じ、例へば其の第十條に於て全國各都市就中巴里に於て商工業を監視取締るが爲めの代理官 (Syndics) を置いて監視總官との交渉事務に當らしむることを規定し、又其の第十一條及第十二條に於ては粗製濫造及仕事の怠慢等に關する爭議の場合に監視總官の執るべき處置を指示したる手續法を規定しあるが如きは、ギルド解散後の善後策の一端とも見做すべきものであつて、寧ろ斯くあるこそ當然の事なるべきも、此の解散令は法令の形式としては我が越前守の間屋禁止令よりは比較的大に立派なるものなりしも、其の法令の精神より之を觀察するとき、彼我全然其の主意を同くするのみならず、前者よりは後者の方が法文簡單にして徹底し居たるものゝ如し。

ギルド解散令の第四條及第五條の規定に依れば床屋、鬘師、風呂屋等は特種の職

業であつて、其の親方は王室臨時稅務局へ一定の納稅をなすが故に官職として任命せられたるものなれば、彼等は此の解散令の適用を受くるものにあらずとせられ、又鍛冶屋、藥種屋、印刷屋、本屋等は警察令の制裁を受くるものであると云ふ理由に依つて、此の解散令の範圍外に置かれたるが如き事實ありしも、リオン、セーのチュルゴア傳に據る我が越前守の間屋禁止令は少しも此等の除外例を認めずして、一切悉く禁止したものである。尤もこの禁止令に於ても最初は風呂屋、床屋等を除外して禁止の限りではなかつた様なれども、其後矢張同じく弊害の行はるゝことを察し、天保十三年三月二日の觸書に依つて彼等の組合も亦他の組合の如く禁止を命ぜられたるものゝ如し、即ち其の觸書の一節に左の文あり

一湯屋髮結之類は諸色直段に不相抱者故組合仲間停止之義は不致沙汰候所同商賣之内賃致下直候もの有之候へば組合之者より差障差障とは故障を申立てることなり候趣相聞へ不埒之事に候依之以後右商賣之者も株札は勿論組合仲間と相唱へ候義令停止候間町内并其外同商賣之者何軒出來候共決而差障仲間

散候

この令文を見れば湯屋、髮結は特種の職業なるが故にチュルゴアのギルド解散令と同じく全く除外例とされたのであつたが、後に彼等も亦其の特權を濫用して新たに同業を開店する者を排除したり、同業者中に直下けするものあるときには故障を唱へて之を妨害するやうの事あるより斷然之をも禁止するに至つたのであるが、是等の點より觀察すれば越州の間屋征伐はチュルゴアのギルド征伐よりも餘程徹底したものであつたと云ふことは略々推察し得らるゝであらう。

水野越前守の執政中最も不評判であつて甚だしき非難攻撃を受けたる事は、江戸及大阪の附近十里以内の土地は皆其の領主より取上げて幕府の直轄地となさんとしたる政策であつたと云ふことは當時の記録家の批評する所であるが、其實此の問題は多くは幕府譜代の家來どもに關する事柄であつて、好し不公平があつたとしても、之を鎮壓することは何でも無つたであらうが、間屋株札禁止の問題は中々重大の問題であつて越前守は何に素町人位がと高を括つて掛かつたものなるべきも、此の時代に於ては江戸大阪の商人は隱然と偉大の潛勢力を有し、豫て水野の威權を嫉みつゝあつた同僚の大官若くは又田沼の殘黨等と結托し、常に最



も陰險なる手段を弄して私利を營みつゝあつたのであるから、問屋禁止の令を斷行して彼等姦商の頭上に一大鐵槌を下したるは固より云ふ迄もなく、甚だ危険の行動であらねばならなかつたのであらう、即ち之を換言すれば越前守が當初非凡の大手腕を揮つて着手したる改革案が輿論の激烈なる反對に逢ひ遂に其の目的を達せずして脆くも蹉躓を免かれなかつたのは畢竟問屋征伐を極端に遂行し、如何なる理由を以てし、又如何なる名義を以てするに拘はらず、問屋と云ふ問屋組合と云ふ組合は一切之を禁止し、其の結果横暴なる少數資本家の特權を打破し、彼等をして不正手段で私利を壟斷せしむること能はざらしめたのは善かつたのであるが、之が爲め却つて必要なる共同組合の利益をも一切擧げて破壊したるの實なきにあらざるが如し、是が越州の政策に對し、反對の口實を與へた一大原因であつたのであらう。

チュルゴーの改革案に就き最も痛切の反對を惹起したるも、正さに此の點であつて、ギルドの解散を命ずると同じく一切の同盟組合を禁止したのが彼に對する攻撃の焦點であつたことは疑ひなき事實であらう、ギルド解散令第十四條の明文に於ては「あらゆる親方(Masters)若くは仲間(Companions)又徒弟(apprentice)等は如何なる理由あつても、今後斷じて結合同盟を組織することを許さずと云ふことが嚴正に規定されてあつたのであるが、此の一條が特に彼に對する攻撃の急所であつて、リオン、セーの如きも、其の著チュルゴー傳に於て「佛國の大革命以來屢々世上の非難を蒙りたるは此の一個條であつた」と評して居る位で一切の商工組合(前記の例外はあるも)を嚴禁したことがチュルゴーの改革案に汚點を印して物議の種となりたること彼此符節を合するが如くなりしは、亦一奇と云ふべし。

ギルド解散令と問屋組合禁止令とは法令其のものに於て、彼此酷似の點が多いのであるが、唯一點重大の差異がある様に思はるゝは前者即ちチュルゴーの解散令は勞働商業の自由と云ふことが主眼であるかの如くなるも、後者即ち越州の禁止令は物價の引下げと云ふことが主要の目的であつたようである、然れども兩者を對照してよくよく吟味すれば此の點に於てもソレ程大なる差異のなかつたことは前記チュルゴーの解散令の前文にある解散の理由書には、現に明かにギルドが商品の價格を法外に昂騰せしむるの非なることを述べて、解散の必要を説けるのみ

ならず、元來チュルゴアは一般に信せらるゝ如く國民の自由と云ふことには夫れ程深き理解を有して居つた人でなかつたことはリオン、セーなどの明言する所である(アンダーソン英譯チュルゴア傳六六頁參照)之に反し、水野越前守は極力物價の引下に銳意し、天保十三年十月の觸書に於ては商人が其の帳簿に符牒を以て元直を記入することを禁じ、仕入帳は何人にも元直が分る様に明かに記入し、商品は一品毎正札附に致すべしと命じたる(天保新政錄卷二參照)ほどであつて、物價の取締は眞に徹底的であつたことは勿論なるも、市中の商人が何にか新たなる商賣を思付きて開店せんと欲するとき、又は或る技術者が町内へ工場でも新設して、工業に取掛らんとするとき、問屋仲間の者が彼是苦情を唱へて(同業者より新參者に對して苦情を申出づることを差障と稱したることは前段に記せり)之を妨害することを不正として全然自由に營業せしめんとしたることも、問屋禁止の一つの目的であつたことは明かである、然らば實際に於てはチュルゴアの解散令と越州の禁止令とは其の根本に於て大なる差異はなかつたと云ふも強ち失言ではなからうと思はる。

チュルゴアが海軍大臣より遷つて財務總裁官となつた當時に於ける佛國朝野の状態と、水野越前守が西丸老中より本丸老中に遷つた當時に於ける我國上下の状態は共に所謂 *L'ancien Régime* の時代であつて、政府の内外に於ける財政及經濟上の有様は相互に善く似寄つて居つたのみならず、チュルゴアと越前守の身邊を圍繞せる環境も亦甚だ類似して居つたのである、ルイ十六世王の國帑は此の時二千二百萬リヴルスの欠損を生じ、二七七六年の決算を生じ十二代家慶將軍の府庫は五十三萬三千八百四十三兩の不足(天保十三年の收支不足)を生じたりとて、共に大に財政の困難を訴へつゝあつたので、チュルゴアも越前守も、財政整理の必要條件として先づ第一に節儉令を布きて、國庫の濫費を制したのであるが、是れが長く驕奢逸樂の生活に慣されたる宮中府中の反感を買ひ、彼にあつては女王を始め宮中に入するものは擧げてチュルゴアに反對し、我にあつては籬中及其の左右の小人婦女の輩悉く越前守に反對し、彼我共に此の二大政治家の大抱負をして蹉躓に了らしめた原因の一となつたのである、チュルゴアがギルドを解散し、越前守が問屋を禁止したるを始めとし、チュルゴアが *Corvée* を廢し、越前守が駄付人足を免じ、チュルゴア

高利の取締を達し、越前守が質屋の利子を制限したるが如き、共に皆大に嘉みすべき政策なりしに拘はらず、彼我何れも爲す所行ふ所、各方面の反對に遭遇し、遂に其の目的を達すること能はざりしは、要する所、兩政治家の身邊を圍繞せる環境が腐敗の極に達し、逆も尋常の平和的手段を以てしては之を挽回すること能はざる迄の程度に頹廢し居たるが故であつたのであらう。

チュルゴアが財政總裁官に就職したるは一七七四年八月二十四日であつて、其の退職したるは一七七六年五月十三日である。故に在職期間は僅か二十ヶ月と十八日であるが、水野越前守の本丸老中に任せられたるは天保五年であるも、事實彼が政治の實權を握りたるは天保十二年正月大御所の薨去に依り、同年三月美濃部筑前守、水野美濃守、林肥後守等を免黜し、又同五月大老井伊掃部頭直亮を斥けたるより以後の事なれば、彼が天保十四年閏九月十三日に退職する迄は、約二ヶ年と四月を経過し、又彼が再び出で、老中の職に任せられたるは弘化元年六月十四日にして、其の退職したるは同二年三月であつたのである。故に兩度の任期を通算すれば約三ヶ年以上の期間を有したるを以てチュルゴアに比すれば其の在職稍や長しと

雖も彼が政治の實權を握りて問屋禁止令を發したるより(天保十二年十二月十三日)其の退職を餘儀なくせられた天保十四年閏九月十三日までは滿一年と九ヶ月であつて、チュルゴアが財務總裁官となつて其の改革に着手し始めたるより其の退職までは滿一年八ヶ月と十八日間の在職であつたのであるから、越前守とチュルゴアが其の偉大なる抱負を實行せんが爲めにあらゆる困難の中に奮闘したるは共に僅々一ヶ年半餘りの短日月であつたのである。而して此の間越前守もチュルゴアも、同じ國情の下に、同じ目的を以て、同じ仕事に従事して、兩人とも同じ運命に遭遇したるは偶然とは云ひなから、亦た史上の一奇事にあらずや。

チュルゴアが「財政の窮迫、國民の餓死、朝野の腐敗割克、就中下層階級が開闢以來未曾有の大困難中」(Talleyrand's Friends of Voltaire 中の語)に起つて財務總裁官に就任するや友人等皆彼の身邊を危みて之を引止めたるも、チュルゴアは「余は余の身邊に絡はるあらゆる危険を自ら覺知せざるにあらず」と云つて(同上)慨然起つて國家の爲めに一身を捧げたるは宛も水野越前守が幕府の懇命に應じて再起するや老臣等皆彼に忠告して思止まらしめんと苦慮したるも、越州は更らに意となさず、「一身の

利害を思つて國難に當らざるは主家へ對する御奉公の道にあらずと斷言して、再び出で、老中の上席に就きたると其の軌を一つにする美事であつて、共に偉とするに足るべきも、恨らくは兩人とも、其の出慮後幾もなくして區々たる小人婦女子共の中傷する所となり、一は國用取扱上不行届の廉ありとして加判の列を免じ差控を命せられ、一は財務總裁官として計算に不明の廉ありと糾彈せられ、手書を偽造してまでも痛く之を中傷して國王に免黜を迫られて果敢なき失脚を遂げたのであるが、佛國に於てはチュルゴアの失脚後數日ならずして其の後繼者クルニー(Cligny)の爲めにギルド解散令は撤回せられ、穀物の自由貿易令も亦廢棄せられ、チュルゴアの老友ヴアルテールをして、是が彼の頭上心中に落下したる霹靂である。死の前の死であつたと號泣せしめたる悲惨事であつたのであるが、我が徳川政府は越州没落後直に阿部伊勢守筒井紀伊守等俗吏庸人の手中に於て間屋再興の議を決し、越州が心血を濺いで斷行したる一切の改革案を水泡に歸せしめたのである。

チュルゴアと越州と、其の運命を同くすること斯くの如くなりしも、茲に兩人の不幸に關して大に差異のあつた一事がある、ソレは他にあらず、一は本人の歿後事實際上に其の目的を達せられ、他は本人の歿後長く其の目的を没却せられて、地下の靈の浮ぶ瀬が無かつたことである、チュルゴアのギルド解散令を始め彼があらゆる改革令の精神は其の歿後八年に勃發したる大革命に依つて悉く實際上に實現せられ、非常の罪惡、多大の犠牲の中に行はれたと云ふことは遺憾の極みなれども、兎に角此の恐るべき荒療治に依つて L'ancien Regime の積弊を一掃すると同時に、勞働及産業の自由を確保してギルド解散令の精神が殆んど遺憾なきまでに實行せられたるは或は以てチュルゴア在天の靈を慰するに足りしなるべきも、越州の逝ける後(嘉永四年死す)十七年にして、維新更始の世の中となり、諸般の制度多くは改められたりと雖も、資本家の横暴、經濟制度の欠缺は依然と存続したるのみならず、近く明治二十四五年までは越州當時の幕府時代よりは一層甚だしき特權階級を養成し、彼の間屋仲間の不正に比し、更らに數倍の惡棘手段を弄して國民の膏血を絞りつゝあつたのである、越州を地下に起して明治初年の經濟界を目撃せしめたらんには、將た如何なる感じを爲し、ならん、余は此の點だけは越州の爲めに深く憐まざるを得ないのである。

本篇を草するに於て参照したる主なる著作は左の數書である。

- (1) 英譯リオン、セーのチェルボイ傳 (2) Shepherd, Turgot and the Six Edicts (3) Higgs, The Physiocrats (4) Tallentyre, The friends of Voltaire (5) バルグラーズ經濟字典チェルボイの頁(6) 天保新政錄(7) 内藤恥叟德川十五代史(8) 小宮山綏介德川太平記(9) 商業叢書(國書刊行會發行)

## 七拾年代の露西亞社會

### 思想概観

伊藤秀一

一八六一年の農奴解放令宣布を一轉機として社會的不安と動搖との間に醸成せられ、專制政府の苛烈なる抑壓に遭遇して益々激成せられたる露西亞の革命的社會運動は、假令未だ廣汎なる組織的民衆運動の實を具へず、僅かに革命主義的結社の陰謀擾亂に過ぎざりしと雖も、茲に後代に於ける專制主義的露西亞帝政の覆滅並に此の國に於ける社會組織の根本的變革の動因を觀取し得可く、茲に後年繼承し敷衍し發揚せら

れたる此國獨特の革命主義的社會思想の淵源を探究し得るであらう。故に筆者は嘗て本誌にて、露西亞革命運動の先驅者 Černyševskii 並に Dobrojubov の社會主義思想の要領を視ひ、進んで露西亞虛無主義に言及した。又此等の主義思想を信奉せる革命主義者等が抑壓的權威に對する否定と破壊との矛を先づ專制的壓制政治に向け、其の結果は「土地と自由」黨 (Zemlja i Volja) の陰謀となり Karakozov の皇帝歴山二世狙撃事件を惹起するに至れるの事情を指摘した。而して最後に、政府の峻酷嚴密なる反動的壓迫愈々大となるに従つて革命的反逆の思潮は愈々極端過激に奔り、六拾年代の終末に至りて遂に Nečaev の如きが總破壞的恐怖主義的譎詐陰謀の主張を公然宣言するに至つたと述べ、之に次ぐ年代に於て Bakunin 等の無政府主義的思想傾が此國の社會運動を支配するに至つ